

浦 監 第 59号  
平成 18 年 9 月 15 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	菊 原	栄 三
同	醍 醐	誠 一

平成 18 年度定期監査（経営企画部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

## 平成 18 年度定期監査（経営企画部）の結果報告書

### 1．監査の範囲

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

### 2．監査対象部局

経営企画部

### 3．監査の実施期間

平成 18 年 5 月 1 日から 6 月 27 日

### 4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

### 5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

#### （1）企画政策課

時間外等勤務について

- ・職員の時間外等勤務時間の状況を調査したところ、時間外勤務が多い職員がおり偏りが見られた。時間外勤務の偏りを改善するよう執務体制を見直しされたい。
- ・「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」について、人事課に提出することになっている原本が残っていた。また、時間外の勤務内容及び必要性を確認したところ、日程が決められた会議等ではなく、その都度申請すべき内容であるにも係わらず、ノー残業デーの勤務を予定して事前に 2、3 週間分をまとめて申請していた。今後は、ノー残業デーの趣旨を理解し、適切な事務に努められたい。

#### （2）情報政策課

委託契約について、予算額よりも契約金額の高いものが 6 件見受けられた。理由を確認したところ、予算計上での積算漏れや積算誤り、また、契約時での作業項目や作業工数の増加が発生したためということであった。今後は、予算の算定にあたっては、積算根拠を精査し、慎重に行われたい。

#### （3）財政課

時間外等勤務について、11 月から 2 月にかけて集中している。予算編成事務があり業務量が増加する状況ではあるものの、財務会計システムによりデータが集約されたため、従前よりもかなり縮減されてきていると

いうことであった。今後も、より一層の縮減を図るよう努められたい。

#### (4) 契約管財課

未利用市有地の有効活用について、平成 15 年度の定期監査において、関係課との調整を進め、早期に有効活用するよう指摘し、その後の状況を確認したところ、暫定的に花壇を作る等、対応しているものの、一部に留まっている。今後も、より有効活用を図るよう努められたい。

物品購入契約での物品選定について、用途等に差異がなければ契約の仕様において同等品として定め、競争原理に従い、より低廉なものを購入するよう、契約担当課として全庁的な取組を検討されたい。

委託契約について、一社随意契約が多く見受けられた。一社随意契約は、競争入札を原則としている中での例外的な方式であることから、安易に行わず、他課への指導を含め、競争原理を働かせるよう努められたい。重要物品一覧表について、取得年月日の「月日」に記載の無いものが見受けられた。今後は、適正な管理が行えるよう、事務の徹底を図られたい。

「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」について、人事課に提出することになっている原本が残っていた。今後は、事務の徹底を図られたい。

#### (5) 市民税課

時間外等勤務について

- ・人事課により、毎週水曜日はノー残業デーとして指導されているが、やむを得ず時間外等勤務の命令を行う際には、事前に「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」により決裁を得ることになっている。「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」を確認したところ、申請書の提出がされていないものが見受けられた。今後は、ノー残業デーに時間外等勤務の命令を行う際には「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」の提出を徹底されたい。
- ・健康管理及び人件費抑制の観点から、人事課では、月の時間外等勤務が 45 時間を超えた際には、「時間外等勤務の 45 時間超え理由書」の提出を指導しているが、理由書の提出がされていないものが見受けられた。今後は、月の時間外等勤務が 45 時間を超えた際には「時間外等勤務の 45 時間超え理由書」の提出を徹底されたい。
- ・職員の時間外等勤務時間の状況を調査したところ、午後 5 時から 15 分間の休憩を取得していない職員が見受けられた。所属長の説明では、パソコンの使用時間の制限により、15 分の休憩をとらずに作業をしているとのことであったが、人事課により、15 分休憩は労働基準法に定められており、特別な理由を除き休憩を取得するよう指導されていることから、早急に執務体制を見直しされたい。

#### (6) 固定資産税課

固定資産税還付金について、1,897,000 円の予備費流用がされていた。理由を確認したところ、家屋の課税に際し課税誤りがあり、大口の還付税

額が発生したためとの説明であった。課税の誤りは、市民の納税に対する信頼を無くすことにもなりかねないため、適正な事務の執行に努められたい。

#### 時間外等勤務について

- ・人事課により、毎週水曜日はノー残業デーとして指導されているが、やむを得ず時間外等勤務の命令を行う際には、事前に「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」により決裁を得ることになっている。「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」を確認したところ、申請書の提出がされていないものが見受けられた。今後は、ノー残業デーに時間外等勤務の命令を行う際には「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」の提出を徹底されたい。
- ・職員の時間外等勤務時間の状況を調査したところ、午後5時から15分間の休憩を取得していない職員が見受けられた。所属長の説明では、休憩を取ることが困難であると判断したとのことであったが、人事課により、15分休憩は労働基準法に定められており、特別な理由を除き休憩を取得するよう指導がなされていることから、早急に執務体制を見直しされたい。

#### (7) 収税課

浦安市納税貯蓄組合連合会運営費補助金は、平成15年度の定期監査において、補助金の必要性、妥当性、団体の自立等の様々な要素を検討する必要があると指摘したが、今後も、補助の内容を精査し、浦安市納税貯蓄組合連合会の趣旨に沿った補助を行うよう努められたい。

徴収率については、平成17年度より軽自動車税のみコンビニエンスストアでの収納が実施され、また、市税収納員制度も稼動し、上昇傾向にある。今後も、一層の徴収に努められたい。

時間外等勤務については、健康管理及び人件費抑制の観点から、人事課では、月の時間外等勤務が45時間を超えた際には、「時間外等勤務の45時間超え理由書」の提出を指導しているが、理由書の提出がされていないものが見受けられた。今後は、月の時間外等勤務が45時間を超えた際には「時間外等勤務の45時間超え理由書」の提出を徹底されたい。